

現状

- 少子化の進行
- 子どもの安全
- 身近な自然や遊び場の減少
- 地域における地縁的なつながりの希薄
- 本市の保幼小

- ・保育所（園） 公立1園 私立13園
- ・幼稚園 公立1園 私立5園
- ・認定こども園 私立5園

※公立が2園のみで、私立が大半。私立はそれぞれの教育・保育理念があるが、連携や交流を進め、小中一貫教育の取組みとともに、就学前からの一貫した教育を推進

国の施策

- ・平成17年1月
「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方」（中央教育審議会）
- ・平成18年10月
「幼児教育振興アクションプラン」
- ・平成18年12月
「教育基本法」の改正
- ・平成21年
保育所保育指針 幼稚園教育要領
- ・平成26年4月
幼保連携型認定こども園教育・保育要領の公示

目的

- ・人間形成の基礎を培う幼児教育は重要であり、子どもの発達段階を十分に踏まえた就学前の子どもへの教育の充実を図ること。
- ・家庭、地域社会、幼稚園・保育所（園）等による連携・協力が必要である。

『ふるさととのつながりによる豊かな学び』
保幼小の縦のつながりとして

幼児教育推進指針 H27～

資料 1 1

●基本理念

ふるさととのつながりによる豊かな学び
～すべての子どもたちに「生きる力の基礎」を～

●4つの方針

- ①知（学力）・徳（こころ）・体（からだ）の調和のとれた教育・保育内容充実
- ②連続した学びの取組みの推進
- ③幼児教育の主体となる家庭教育についての意義の醸成
- ④地域ぐるみで幼児教育を推進する風土の醸成

公私立保幼小連絡会 H27～

<目的>

本市における幼児期の教育の充実を図ることを目的に、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・小学校の交流連携を一層推進していくため設置。特に、幼児期の教育から小学校教育への接続のあり方に重点を置く。

<協議内容>

- ①幼児期の教育のあり方
- ②幼児期の教育から小学校教育への接続のあり方
- ③幼児期の教育・子育てについての研修および講演会等の開催
- ④その他、本市の保育所（園）・幼稚園・小学校の教育の交流・連携に関すること

<組織>

- ①市内公私立保育所（園）長
- ②市内公私立幼稚園長
- ③市内認定こども園長
- ④小学校校長会代表および教頭会代表（各会会長が指名）
- ⑤子ども子育て課課長級職員
- ⑥教育指導課課長級職員

主な交流

●新1年生の授業参観

小学校へ入学直後の子どもたちを保・幼・小の先生方が参観

●就学相談

小学校就学にあたり、配慮を要する子どもへの支援の引継ぎ
（教育支援委員会・サポートブック「はーと」）

●体験入学

全小学校で2月第3金曜日に実施

●授業見学や給食の試食会など

近くの小学校と様々な活動を通して交流を実施。

●研修

保育士・幼稚園教諭等を対象とした研修の実施



※教育支援委員会：保護者の思いや願いを尊重しながら、障がいをもつ児童等の就学に係る具体的な事項を関係行政機関と連絡及び調整を行い調査する。この調査をもとに審議し、就学先を提案する。